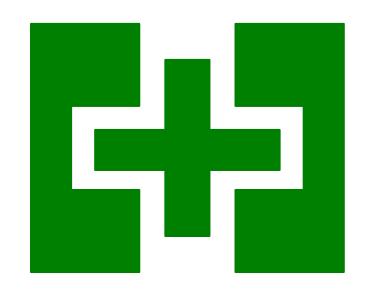
外部業者のための

安全管理規則



ボッシュ株式会社

外部業者の方へ

この安全管理規則は、当社の発注による工事や納品、その他当社内で作業をされる方々が、事故や災害を「ゼロ」で完了することを目的として設定致しました。

安全は、自分の身を守るムリ・ムダ・ムラのない動作を基本とし、これが効率のよい仕事となります。先ずは「事故や災害は起こさない」「私はケガをしない、他人にもさせない」という強い誓いを抱き行動を取るようにしてください。

災害は、基本的なことを怠った、あるいは作業場の環境をよく知らないと起こりがちであります。この規則は事故や災害を防止し、安全で健康に作業をしていただくために励行しなければならない基本的な事項を取りまとめてあり、労働安全衛生法および外部業者各社の専門的ルールと併せてこれを守って業務を遂行してください。さらに、この規則が広く活用されて、安全管理の一層の向上に役立つことを期待致します。

目 次

1		h
_	PROFEST NO. 19	
2	2	5
3	B 目的	5
Ü	, H.)	
4	用語及び定義	5
_		_
5		
	5.1 社外関連文書	
	5.2 社内関連文書	5
6	8 総則	6
	6.1 法令及び規則の順守	6
	6.2 損害賠償	
	6.3 工事業者への安全情報伝達	
	6.4 リスクアセスメントの実施	
	6.5 工事管理部署・ <mark>外部工事業者</mark> の点検・監視	
7	7 業者の心得	6
•	7.1 一般注意事項	
	7.1 一般注意事項	
	7.2 作業内谷、女主官埋機構寺の事削庙 7.3 異常気象時の措置	
	7.3 美帛気家時の指直	
	7.5 業者間の連絡および協力	
	7.6 事故・災害時の措置	
	7.7 事故・災害の届出	
	7.8 法定伝染病の届出	
	7.9 工事の終了	
_		
8	3 作業者の心得	8
	8.1 一般心得	
	8.2 入場および退場	8
	8.3 構内交通	
	8.4 整理整頓	9
	8.5 安全標識	
	8.6 火気の取り扱い	
	8.7 共同作業	
	8.8 高所作業	
	8.9 ガス溶接・溶断、電気溶接作業	
	8.10 電気取り扱い作業	12

	11 機器の指定および取り扱い12	
9	改廃12	
10	施行期日13	
11	変更履歴	

1 通知・配布

この規則の通知及び配布は、基本的に下記による。

通知: (社内) E-mail にて原則として職制以上に通知する。

配布:イントラネット上のホームページ掲載を持って配布とする。

また、イントラネットを使用できない部門には、ハードコピー配布を基本とする。

2 適用範囲

この規則は、Bosch グループの発注による工事、または納品に伴う作業、その他当社内で作業をする外部業者とその作業者(以下業者等という)及び Bosch グループの事業所の工事管理部署が順守すべき事項を定めたものである。

3 目的

この規則は、Bosch グループ構内における作業及び構内工事に伴う労働災害を防止し、合わせて工事・納品等の業務の円滑推進、及び社内秩序の維持を図ることを目的とする。

4 用語及び定義

Bosch グループ;日本地域の RBJP とその子会社及びボッシュ関連会社(DCJP、PAJP 等)並びにタイ地域の RBTA

工事;外部業者による構内での工事及び作業を示す。ただし、FAX 修理・販売員・ 配送等は除く。

5 関連文書

5.1 社外関連文書

5.2 社内関連文書

ボッシュ Norm N93 A

ボッシュ Norm N93 S

ボッシュ Norm N93 A11

ボッシュ Norm N93 A20

ボッシュ Norm N93 S17

20B-17-011 安全衛生マネジメント規則

20A-17-002 安全衛生規則

20B-17-005 防火管理規則

20B-17-006 交通安全規則

20B-17-008 安全衛生関連法規則

20D-17-011 火気使用許可基準

6 総則

6.1 法令及び規則の順守

外部業者は、法令に伴う届出・免許・作業主任者選任・特別教育・法定点検等やボッシュの規則、NormN93A11、NormN93A20、NormN93S17 を順守すること。これに違反または関係者の指示に従わないときは、構内出入りを禁止することがある。

6.2 損害賠償

業者等が故意、または過失により作業中に当社に損害を及ぼしたときは、元方事業者 が損害賠償を行なうものとする。

6.3 工事業者への安全情報伝達

Bosch グループの事業所の工事管理部署の責任者は、工事請負先の工事責任者へ本規則を周知すること。また、安全関係情報を書面(議事録を含む)にて伝達するとともに、構内作業に伴う事前届出書(20B-17-014F1)の注意事項を工事業者の責任者へ伝え、その記録を2年間以上保管すること。

6.4 リスクアセスメントの実施

外部業者の工事責任者は、工事の開始に先立ち労働安全衛生法 28 条 2 に定められたリスクアセスメント(危険源の特定とリスク評価)を実施し、リスクの大きさに吊りあった安全対策及び作業指示を行なうこと。また、Bosch グループの事業所の工事管理部署の責任者は、リスクアセスメントが実施され、リスクの大きさに吊りあった安全対策及び作業指示が行われていることを確認し、その記録を 2 年間以上保管すること。

6.5 工事管理部署・外部工事業者の点検・監視

Bosch グループの事業所の工事管理部署の責任者及び外部工事業者の工事責任者は、 工事に当たり外部業者が法令を順守し届出・作業主任者・特別教育・法定点検等を実 施していることを確認すること。

また、従業員が必要な資格・教育・指示を受け、順守されているかを検証するために無作為の点検を実施し、不適合な場合には是正措置を講じること。また、それらの記録を2年間以上保管すること。

サンプル帳票;ボッシュ工事管理部署による抜き打ち検査(20B-17-014F3) 外部工事責任者による抜き打ち検査(20B-17-014F4)

7 業者の心得

7.1 一般注意事項

- 1) 外部業者は、法令に伴う届出・免許・作業主任者選任・特別教育・法定点検等を順 守している証を Bosch グループの事業所の工事管理部署の責任者へ届け出ること。
- 2) Bosch グループの事業所の工事管理部署の責任者から入手した安全情報と外部業者によるリスクアセスメント結果に吊りあった作業指示・残留リスクを作業従事者へ周知・徹底すること。
- 3) 関係者と作業打合せを行うときは、作業内容、連絡方法、責任者、緊急時の措置等 をはっきりさせ、必要なことは作業員に徹底すること。打合せ後に変更する場合も、 関係者と協議し連絡徹底を図り、勝手な変更をしないこと。

- 4) Bosch グループの設備・動力を使用するときは、事前に Bosch グループ事業所の工事管理部署の許可を受け、指示を守ること。
- 5) Bosch グループの作業を妨害しないこと。
- 6) 工事中(または他の工事や設備に関しても)人や設備に異常を発見したときは、直 ちに作業を中止するなど応急処置をとり、関係者に連絡すること。
- 7) Bosch グループが行う行事(パトロール、職場診断、その他)に協力すること。不安全の指摘を受けたときは、その事項についてすみやかに対策を立て、処置を施すと共に、その状況を Bosch グループ事業所の工事管理部署に報告すること。
- 8)業者が持ち込む機器、装置等(はしご、脚立、電気機器等)には、業者名を記入すること。
- 9) 資材等の仮置きは、当社の工事管理部署の指示を受け、通行・生産等の妨げにならないように整理し、必要があれば標示すること。

7.2 作業内容、安全管理機構等の事前届

外部業者は、事前に現場責任者および人員、作業期間、作業内容を Bosch グループ 事業所の工事管理部署へ構内作業に伴う事前届出書(20B-17-014F1)を届出ること。

また、安全衛生に関する管理者を定め、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等に 定められた諸手続きを行うと共に、その氏名および管理機構、運用方法、使用機械等 を届出るものとする。 ただし、納品、輸送等の定形業務については初回の届出のみ とする。また、作業の実施にあたっては、Bosch グループ事業所の工事管理部署の指示 に従うと共に、安全管理規則、安全作業標準を遵守するものとする。

7.3 異常気象時の措置

工事期間中に、暴風や大雨等により災害が発生する恐れのあるときは、防止のための 万全の処置を講ずること。

7.4 実施上の変更命令

Bosch グループが既に承認した諸工事の施工方法、機器の取扱方法、保守装置等であっても、実施に当り安全管理上不適当と認めたときは、これらの変更または改造を命ずることがある。

7.5 業者間の連絡および協力

同一の場所において二社以上の業者が作業を行うときは 連絡を密にして労働災害の 防止に努めると共に、Bosch グループが指定した元方事業者の「安全」に対する諸施策 に協力すること。

7.6 事故・災害時の措置

作業中に事故または災害が発生したときは、すみやかに関係者に連絡すること(救急車・消防車の出勤要請は、Bosch グループ事業所の守衛所、事業所 HSE 又は工事管理部署)

7.7 事故・災害の届出

発生した事故・災害に対しては選任された安全管理者または現場責任者は、構内作業における事故災害届出(20B-17-014F2)を Bosch グループ事業所 HSE へ提出するものとする。また、事故・災害の内容によっては Bosch グループ事業所の工事管理部署から再発防止のための対策書の提出を要請する場合がある。

7.8 法定伝染病の届出

業者等が Bosch グループ事業所内で業務期間中に伝染病にかかったときは、すみやかに Bosch グループ事業所の工事管理部署及び事業所 HSE に連絡し、指示に従うこと。

7.9 工事の終了

工事に当たって発生するコンクリート骨材、残土、その他 不要になった材料等は、法の定めに従い構外へ搬出するなりして整理、整頓を行なうこと。また、工事完了後の後片付けは、Bosch グループ事業所の工事管理部署等の点検・確認を受けること。

8 作業者の心得

8.1 一般心得

- 1) 法令・規則及び作業指示・手順を順守すること。
- 2) 危険な場所や関係のない他の職場・地域に立ち入らないこと。
- 3) 規律・秩序を乱す行為をしないこと
- 4) 作業中および歩行中はタバコを吸わないこと。また、タバコは決められた場所で灰血と火消し用の水を置き吸うこと。
- 5) 酒気を帯びて作業をしないこと。
- 6) 安全な履物(安全靴等) を使用すること。また、必要な保護具(ヘルメット、防じんマスク、耳栓等) は正しく着用すること。
- 7) 法で定められた作業は、免許証や講習修了証を持っている者が行うこと。
- 8) Bosch グループ事業所の機械・設備(スイッチ、バルブ、計器等)を無断で操作しないこと。
- 9) 安全装置、柵、囲い、手すり等を勝手に外さないこと。
- 10) Bosch グループ事業所の物品を作業のために使用するときは、事前に工事管理部署 の許可を得ること。
- 11) 作業現場は常に清潔にしておくこと。
- 12) 建設工事等によりコンクリート骨材、残土等を運搬する際は、床や路上等に落下させないようにすること。もし落下させた場合は速やかに取り除くこと。
- 13) 飲食用の缶、びん、樹脂ケース等は、分別して指定された回収箱に廃棄すること。

8.2 入場および退場

- 1) 作業者は、入場および退場の際は必ず守衛所にて所定の手続きをすること。
- 2) セキュリティ及び酒気帯びや風俗上好ましくないと判断される場合は、入門を拒否することがある。

8.3 構内交通

- 1) 通行についての一般心得
 - ①通行は、必ず所定の通路を通ること。
 - ②構内道路標識、道路標示を守ること。
 - ③高所作業中の下や、吊り荷の下を通らないこと。
 - 4年線、エアーホース、ガスホース等は踏まないこと。
 - ⑤機械や積荷の間、フオークリフトが作業している場所、荷物の積み込み・積み降ろ し作業をしている車両の側は、安全を十分確認して通行すること。
- 2) 運転者の一般心得

作業者が構内で車両を運転する場合は、道路交通法及び構内の交通ルールに準ずるほか、特に次の事項を守らなければならない。

- ① 最大積載量を超えて荷を積んだり、座席のない荷台に人を乗せて走行しないこと。
- ② 構内道路標識(制限速度等)に従って運転走行すること。
- ③建物内へは車両を乗り入れてはならない。但し、作業上やむを得ない場合は、事前に Bosch グループ事業所の工事管理部署及び事業所 HSE の許可を得ること。
- ④車両荷台のドアー(アオリ)を開けたまま走行しないこと。
- 3) 構内では歩行者や部品等の運搬車(フォークリフト、モートラック、台車等)を優先 とする。
- 4) 作業者が構内に車両を駐車させる場合は、事前に Bosch グループ事業所の工事管理部 署及び事業所 HSE の許可を得て、指定する場所へ駐車させること。
- 5) 物品の積み込み・積み降ろしのため、駐停車するとき他の交通の妨げにならないようにすると共に、消火栓、消火器、火災報知器等の設置場所および駐停車禁止の標識、標示のある場所に駐停車してはならない。
- 6) 構内の交通ルールに従い指定時間及び指定ルート以外は、構内の走行をしないこと。

8.4 整理整頓

- 1) 出入口、非常口、階段および落ち易い箇所には、物を置かないこと(車両も含む)。
- 2) 消火栓、消火器、配電盤、スイッチボックス、担架の前には物を置かないこと(車両も含む)。
- 3) 燃え易いものを火気や危険物の近くに置かないこと。
- 4)酸素、アセチレン等の容器は安全な場所を決め、「空」「充」のラベル表示をし、 空容器、充容器別に置場の表示をして置くこと。

8.5 安全標識

- 1) 禁止、制限、注意、その他標識のあるところでは、これに従うこと。
- 2) 上部に危険なものがあるとき、高所で作業をしているときは「修理中」「高所作業中」等の表示を見やすい場所にすること。
- 3) 高所作業中の下や、墜落のおそれがある開口部等、特に危険な場所は囲いをし、「立入禁止」の表示をすること。

8.6 火気の取り扱い

- 1) 火気(暖房用、焼却用、ガス・電気の溶接・溶断、グラインダー、その他)を使用する場合は、すべて必ず Bosch グループの事業所の工事管理部署に火気使用許可願(20D-17-011F2)を申し出て、火気使用の許可を受けると共に使用に当たっては許可条件を順守し、災害防止に努めること。
- 2) 火気使用中は、工事内容により防火監視員を置き、可燃物の除去、発火の注意・発 見ならびに消火活動のできる態勢で待機すること。
- 3) 可燃ガス、酸素が滞留するおそれのある場所では、濃度を検知して、安全を確かめたのちに作業すること。
- 4) 火気取り扱いの一般心得
 - ①火をつけたまま、その場を離れないこと。
 - ②消火器の置場、取り扱い方法をあらかじめ確かめておくこと。
- 5) 火気使用作業が終了したときは、火気使用許可願(20D-17-011F2) の指示に従い 後始末と残り火が無いことを確認して Bosch グループ事業所の工事管理部署へ報 告すること。
- 6) 喫煙は、屋内外共に所定の場所で行い、必ず水と灰皿を備えること。また、喫煙所 の設置については、工事管理部署及び事業所 HSE の許可を得ること。
- 7) 火災が発生したときは、直ちに消火にあたり、周囲の人に応援を求めると共に、 Bosch グループ事業所の守衛所及び事業所 HSE へ通報すること。

8.7 共同作業

- 1) 共同作業を行うときは、事前にその内容と役割分担について打ち合せを行い、お互い に合図等を確認しあったのち作業をすること。また、その安全情報等の記録(議事 録等)を残すこと。
- 2) 共同作業では、作業責任者を決めて作業をすること。
- 3) 作業責任者は、全般の状況を把握し、適切な指示と連絡の徹底をはかり、作業員全員の安全を確かめること。
- 4) 共同作業員は、作業責任者と連絡をとり、その指示に従うこと。
- 5) 相手に声をかけて(または合図で)確かめながら作業をすること。

8.8 高所作業

- 1) 高所作業についての一般心得
 - ①高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、墜落防止のための足場など作業床を設けるか、防網を張り、又は安全帯を使用すること。
 - ②床面より高さ又は深さが 1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安全に昇降できる設備を設けること。
 - ③ヘルメットは必ず着用し、あご紐等で固定すること。
 - ③ 周囲の配管・配線に注意すること。

- ⑤高所から材料、工具等を投下しないこと。物品の吊り上げ、吊り下げその他危険な区域を設け、安全ロープと標識で表示し、見張り人をつけて人が近づけないようにして 行うこと。
- ⑥高所では材料、工具等の置き方、動かし方に注意し、物を落とさないこと。
- ⑦屋根上の作業は、特に足元に注意すること。スレートの場合は、幅30cm以上の歩み板を設け、網を張る等の踏み抜きによる危険防止を図ること。
- ⑧高所作業に際しては電柱や梁等の腐食、ゆるみに注意してから上がること。
- 9滑りやすい履物は絶対禁物である。
- ⑩梁上に一時的に置く材料、足場板等が落ちないよう落下防止をすること。
- 2) ダクト配管作業

ダクトに直接はしごを掛けたり、乗ったりしてはならない。

3) エアー配管作業

エアーはバルブ等で完全に止め、残圧がないことを確認してから作業をすること。

4) 蒸気配管作業

蒸気は完全に止め、残圧がないごとを確認し、配管の熱が冷めてから作業をすること。

5) 電気配線工事作業

電源は必ず切ったことを確認してから作業をする こと。

- 6) 機械修理作業
 - ①機械の上の高い所の作業は、滑らないように油を拭き取ってから行うこと。
 - ②無理な姿勢で作業をしないこと。
 - ③電源は必ず切ったことを確認してから作業をすること。
- 7) 蛍光灯器具等取り付け作業

高所作業車を使用する場合は、資格者以外が使用してはならない。また、上下動の際は、操作者との合図を確実に行うこと

- 8) はしご、脚立による転倒防止
 - ①転倒を防止するため下端部には滑り止めを取り付ける。
 - ②老朽、不良品等を間に合わせのために使用してはならない。また、長さ不足のもの にパイプ、木材等を継ぎ足して使用してはならない。
 - ③はしごは水平面と75度の角度で使用すること。
 - ④はしご、脚立に背を向けて降りないこと。また、手に物を持って上がり下がりしないこと。

8.9 ガス溶接・溶断、電気溶接作業

- 1) ガス溶接・溶断、電気溶接作業の一般心得
 - ①ガス溶接・溶断、電気溶接作業は、有資格者が行うこと。
 - ②火気類使用許可願(20D-17-011F2)を所定の手続きにより提出し、許可されたのち 火気使用をすること。
 - ④ 火花の散乱を防止する(火花受け等により)と共に、消火器(ABC10型以上)を設置すること。

- ④高所で溶接、溶断作業を行うときは、火花受けを設けること。また、監視人をつけること。
- ⑤電気溶接使用の際の火花テストは、あらかじめ品物を用意して行うこと。建物、溝の鉄板蓋等で行ってはならない。
- ⑥溶接・溶断作業終了後は、火気類使用許可願(20D-17-011F2)の指示に従い30分毎に異常のないことを確認し、Bosch グループ事業所の工事管理部署へ報告すること。

8.10 電気取り扱い作業

- 1) 電気取り扱い作業の一般心得
 - ①電気取り扱い作業は、有資格者(特別教育修了者)が行うこと。
 - ②150Vを超える移動式又は可搬型の電動機械器具については、漏電遮断装置を取り付け、アースを確実にすること。
 - ③停電作業、高圧線に関する作業は、事前に打ち合せを行い関係者に周知させること。
 - ④ヒューズは、指定のものを使用すること。
 - ⑤移動式電灯には、ガードを取り付けること。
 - ⑥操作スイッチ、その他のスイッチ等に「投入禁止」、「操作禁止」等の札をかけて 作業すること。また、札をかけた者以外投入してはならない。
 - 2) 電源の接続方法は、Bosch グループ事業所の工事管理部署の指示するところに接続すること。接続方法は、ブレーカー又はヒューズを通し確実にビスで固定すること。
 - 3) ブレーカー又はヒューズは指定のものを使用すること。その他不良品を使用しないこと。

8.11 機器の指定および取り扱い

- 1) ホースのジョイント部、器具の取付部はホースバンドで確実に取付ける。針金その他で代用してはならない。
- 2) 作業に使用する機器類は、常に点検し作動確実なものを使用すること。
- 3)機器の不備又はコードの被覆が損傷した場合等は、速やかに取り替えること。その 間機器の使用をしてはならない
- 4) ホース、電線等が通路にかかるときは、適当な支持物でオーバーヘッドにし標示すること。
- 5) Bosch グループの事業所の構内運搬車両、機械器具、装置類を使用するときは、資格免許証等を提示し、Bosch グループ事業所の工事管理部署の許可を受けること。その他、各機器の使用責任者は、安全を確認の上作業を行うこと。

9 改廃

この規則の改廃は、安全環境部(C/PSR-JP)が起案して安全担当役員の承認を得ること。

10施行期日

この規則は2014年3月1日から実施する。

200011			作業に伴う事前届出		
воѕсн			安全、防災および¤ □	環境保護)	
	フォーム1:許可、 フォ (行動表				C/PSR-JP
田語・完善・ 丁重とけ 外	・部業者による構内での工事		↓ I FAX修理・販売員・i		
	『門等へ発注し、そこから外				・陌いまま
マッシュ株 殿	川寺へ先注し、(こから)が	即来有べ工事于配じ/	こ物口は、1公根収物止口	で事業が川るに、個点	1成り、より。
<u>・ノン ユ(パ) が</u> 事業所安全担当部署	工事管理部署責任者		/ U かっちまた。	± cn. → = 100 \	1
・ (HSE←担当)	(GM←Mgr←担当)		(外部工事責任者 工事施工会社名	百敗 こ記入懶 <i>)</i>	申請 年 月
		 			
		 	所在地 TEL		
		<u> </u>			
事業所通知	発行(HSE)		施工責任者		E
要/	′ 否		労働保険番号		
事名:			工事内容:		
事管理部署:		電話:	外部工事責任者:		電話:
業場所(部門/部署、建物/附	皆数、事務所);				
事期間	開始日時:		終了予定日時:		
=業人員;					
内作業における安全管理者	:				
用機械名及び使用作業者名					
	,				
《急連絡先(TEL); 					
	の指示書事項: 、エ事に伴う必要な指示を行	テい、指示事項にチェッ	ック「 レ 」をしてください		
※RBJP工事管理部署は 訪問者のための指示 (禁 外部工事業者への一般指 ・外部業者のための安 ・関係法令の順守: 対 労	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 示(主な内容): 全管理規則(20B-17-014)、 法令で定められた免許保有者 が働安全衛生法令事項(高所付	急避難路・避難場所、社 火気使用許可基準(200 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保証	その他))-07-011)、事業所毎の相 受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法		
※RBJP工事管理部署は 訪問者のための指示(禁 外部工事業者への一般指 ・外部業者のための安 関係法令の順守: 決 ・その他; 定められた場	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 示(主な内容); 全管理規則(20B-17-014)、 もで定められた免許保有者	急避難路・避難場所、社 火気使用許可基準(200 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保証	その他))-07-011)、事業所毎の相 受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法		
※RBJP工事管理部署は 訪問者のための指示 (禁 外部工事業者への一般指 外部業者のための安 関係法令の順守: 決 その他;定められた場	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 示(主な内容): 全管理規則(20B-17-014)、 法令で定められた免許保有者 が働安全衛生法令事項(高所付	急避難路・避難場所、社 火気使用許可基準(200 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保証	その他))-07-011)、事業所毎の相 受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法		
※RBJP工事管理部署は 訪問者のための指示 (禁 外部工事業者への一般指 ・外部業者のための安 ・関係法令の順守: 決 ・その他:定められた場 危険物の取り扱い 廃棄物処理	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 示(主な内容): 全管理規則(20B-17-014)、 法令で定められた免許保有者 が働安全衛生法令事項(高所付	急避難路・避難場所、社 火気使用許可基準(2016 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保語 寺のイグニッションキーの	その他) ウ-07-011)、事業所毎の相受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法)取り外し		
※RBJP工事管理部署は 訪問者のための指示(禁 外部工事業者への一般指 ・外部業者のための安 ・関係法令の順守: 決 ・その他:定められた場 危険物の取り扱い 廃棄物処理 拠点の状況(工場の環境、) 作業リスク:	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 示(主な内容); 全管理規則(20B-17-014)、 会令で定められた免許保有者 が働安全衛生法令事項(高所付 所以外での喫煙禁止、駐車時 移動ルート、一般通路、避難	急避難路・避難場所、社 火気使用許可基準(2016 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保語 寺のイグニッションキーの	その他) ウ-07-011)、事業所毎の相受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法)取り外し		
※RBJP工事管理部署は 訪問者のための指示 (禁 外部工事業者への一般指 ・外部業者のための安 ・関係法令の順守: 決 ・その他: 定められた場 危険物の取り扱い 廃棄物処理 拠点の状況(工場の環境、) 作業リスク:	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 示(主な内容); 全管理規則(20B-17-014)、 会令で定められた免許保有者 が働安全衛生法令事項(高所付 所以外での喫煙禁止、駐車即 移動ルート、一般通路、避難)を参照	急避難路・避難場所、社 火気使用許可基準(2016 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保語 寺のイグニッションキーの	その他) ウ-07-011)、事業所毎の相受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法)取り外し		
※RBJP工事管理部署は 訪問者のための指示 (禁 外部工事業者への一般指 ・外部業者のための安 ・関係法令の順守: 決 ・その他: 定められた場 危険物の取り扱い 廃棄物処理 拠点の状況(工場の環境、) 作業リスク:	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 示(主な内容); 全管理規則(20B-17-014)、 会令で定められた免許保有者 が働安全衛生法令事項(高所付 所以外での喫煙禁止、駐車即 移動ルート、一般通路、避難 がある。 がある。 を参照 オーム2)を参照	急避難路・避難場所、社 火気使用許可基準(2016 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保語 寺のイグニッションキーの	その他) ウ-07-011)、事業所毎の相受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法)取り外し		
※RBJP工事管理部署は 訪問者のための指示(禁 外部工事業者への一般指・外部業者のための安・関係法令の順守: 決 ・その他:定められた場 危険物の取り扱い 廃棄物処理 拠点の状況(工場の環境、 作業リスク: □ 許可内容(本フォーム1 □ リスクアセスメント(本フ □ その他(爆発、危険、	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 示(主な内容); 全管理規則(20B-17-014)、 会令で定められた免許保有者 が働安全衛生法令事項(高所付 所以外での喫煙禁止、駐車即 移動ルート、一般通路、避難 がある。 がある。 を参照 オーム2)を参照	急避難路・避難場所、社 火気使用許可基準(200 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保証 時のイグニッションキーの 経路、消火設備、制御館	その他) ウ-07-011)、事業所毎の相受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法)取り外し		
訪問者のための指示 (禁 外部工事業者への一般計	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 示(主な内容); 全管理規則(20B-17-014)、 会令で定められた免許保有者 が働安全衛生法令事項(高所付 所以外での喫煙禁止、駐車車 移動ルート、一般通路、避難 がある。 を参照 オーム2)を参照 劇物・有害情報):	急避難路・避難場所、 火気使用許可基準(201 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保語 時のイグニッションキーの 経路、消火設備、制御型 経路、消火設備、制御型 別指示等); (外部工事責任 環境(複数)に該当する	その他) 0-07-011)、事業所毎の相受講者等の選任、 養具の着用等)及び消防法 D取り外し 8など)	ま令事項の順守	
※RBJP工事管理部署は 訪問者のための指示(禁 外部工事業者への一般指 ・外部業者のための ・関係法令の順守: 決 ・その他;定められた場 危険物の取り扱い 廃棄物処理 拠点の状況(工場の環境、 作業リスク: □ 許可内容(本フォーム1 □ リスクアセスメント(本フ □ その他(爆発、危険、毒 作業リスク:補足資料(ボッ	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 示(主な内容): 全管理規則(20B-17-014)、 会令で定められた免許保有者 が働安全衛生法令事項(高所付 所以外での喫煙禁止、駐車の 移動ルート、一般通路、避難 があか、一般通路、避難 オーム2)を参照 劇物・有害情報): かコNormN93、RBJP規則、個 なり項目の確認	急避難路・避難場所、名 火気使用許可基準(200 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保証 時のイグニッションキーの 経路、消火設備、制御型 別指示等):	その他) つ-07-011)、事業所毎の相受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法)取り外し 経など) 任者殿 ご記入欄) リスク項目の全てをチェッ	大令事項の順守	
※RBJP工事管理部署は 訪問者のための指示(禁 外部工事業者への一般指 ・外部業者へのための安・関係法令の順守: 決 ・その他:定められた場 危険物の取り扱い 廃棄物処理 拠点の状況(工場の環境、 作業リスク: □ 計可内容(本フォーム1 □ リスクアセスメント(本フ □ ノスクアセスメント(本フ □ イン・ 一 八十二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 示(主な内容): 全管理規則(20B-17-014)、 会令で定められた免許保有者 が働安全衛生法令事項(高所付 所以外での喫煙禁止、駐車の 移動ルート、一般通路、避難 があか、一般通路、避難 オーム2)を参照 劇物・有害情報): かコNormN93、RBJP規則、個 なり項目の確認	急避難路・避難場所、名 火気使用許可基準(200 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保護 時のイグニッションキーの 経路、消火設備、制御型 の場合では、制御型 のは、100 のは	その他) つ-07-011)、事業所毎の相受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法)取り外し 経など) 任者殿 ご記入欄) リスク項目の全てをチェッ	た令事項の順守	
※RBJP工事管理部署は 訪問者のための指示(禁 外部工事業者への一般指 ・外部業者のための安・関係法令の順守: 決 ・その他:定められた場 危険物の取り扱い 廃棄物処理 拠点の状況(工場の環境、 作業リスク: □ ドラー リスクアセスメント(本フ □ ソスクアセスメント(本フ □ その他(爆発、危険、毒 作業リスク:補足資料(ボッ	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 示(主な内容): 全管理規則(20B-17-014)、 会令で定められた免許保有者 が働安全衛生法令事項(高所付 所以外での喫煙禁止、駐車の 移動ルート、一般通路、避難 があか、一般通路、避難 オーム2)を参照 劇物・有害情報): かコNormN93、RBJP規則、個 なり項目の確認	急避難路・避難場所、名 火気使用許可基準(200 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保護 時のイグニッションキーの 経路、消火設備、制御型 の場合では、制御型 のは、100 のは	その他) つ-07-011)、事業所毎の相受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法)取り外し となど) E者殿 ご記入欄) リスク項目の全てをチェッ	大令事項の順守 (***) (、輸送手段
※RBJP工事管理部署は 訪問者のための指示(禁 外部工事業者への一般指 ・外部業者のための安 ・関係法令の順守: 対 ・その他:定められた場 危険物の取り扱い 廃棄物処理 拠点の状況(工場の環境、 作業リスク: □ 許可内容(本フォーム1 □ リスクアセスメント(本フ) □ その他(爆発、危険、毒 作業リスク:補足資料(ボッツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 示(主な内容): 全管理規則(20B-17-014)、 会令で定められた免許保有者 が働安全衛生法令事項(高所付 所以外での喫煙禁止、駐車の 移動ルート、一般通路、避難 があか、一般通路、避難 オーム2)を参照 劇物・有害情報): かコNormN93、RBJP規則、個 なり項目の確認	急避難路・避難場所、名 火気使用許可基準(200 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保護 時のイグニッションキーの 経路、消火設備、制御型 の場合では、制御型 のは、100 のは	その他) つ-07-011)、事業所毎の相受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法)取り外し となど) E者殿 ご記入欄) リスク項目の全てをチェッ	大令事項の順守 yク「レ」をしてくださし □挟まれ 「可動部品、工具 □生物学的リスク	、輸送手段
※RBJP工事管理部署は] 訪問者のための指示(禁] 外部工事業者への一般指 ・外部業者への一般指 ・外部業者への順守; 対 ・その他; 定められた場] 危険物の取り扱い] 廃棄物処理] 拠点の状況(工場の環境、] 作業リスク: 二 リスクアセスメント(本フロー) リスクアセスメント(本フロー) リスクアセスメント(本フロー) リスクアセスメント(本フロー) リスクアセスメント(本フロー) スクル(爆発、危険、毒力・体験が発力を対し、対 [] 作業リスク: 補足資料(ボック・大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、工事に伴う必要な指示を行止事項、構内交通ルール、緊 亦(主な内容); 全管理規則(20B-17-014)、 会令で定められた免許保有者 動安全衛生法令事項(高所付 所以外での喫煙禁止、駐車時 移動ルート、一般通路、避難 があから、おきが、 を参照 オーム2)を参照 オーム2)を参照 オーム2)を参照 オーム2)を参照 オーム2)を参照 オーム2)を参照 オーム2)を参照 オーム2)を参照 オーム2)を参照 オーム2)を参照 オーム3、RBJP規則、個 スク項目の確認 象となる作業や作業場の環	急避難路・避難場所、 火気使用許可基準(200 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保語 時のイグニッションキーの 経路、消火設備、制御型 「外部工事責任 ・ (複数)に該当する 「ストレス/作業強度 密閉空間/容器内・のでであり、フーク 「電気的リスク」で、で、アーク 「火災/爆発	その他) つ-07-011)、事業所毎の相受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法)取り外し となど) E者殿 ご記入欄) リスク項目の全てをチェッ	************************************	
※RBJP工事管理部署は 訪問者のための指示 (禁 外部工事業者への一般指 外部業者への一般指 外部業者のための安 関係法令の順守: 決 その他: 定められた場 危険物の取り扱い 廃棄物処理 拠点の状況(工場の環境、 作業リスク: 口 リスクアセスメント(本フロー) リスクアセスメント(本フロー) リスクアセスメント(本フロー) マの他(爆発、危険、毒力・(大変) 作業リスク: 補足資料(ボック・) (大変) (大変) (大変) (大変) (大変) (大変) (大変) (大変	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 宗(主な内容); 全管理規則(20B-17-014)、 会で定められた免許保有者・ 動安全衛生法令事項(高所付 動所以外での喫煙禁止、駐車時 移動ルート、一般通路、避難・ シを参照 オーム2)を参照 オーム2)を参照 は劇物・有害情報); シュNormN93、RBJP規則、個 なり項目の確認 象となる作業や作業場の環 で、気体/蒸気、塵埃)	急避難路・避難場所、不 火気使用許可基準(200 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保 時のイグニッションキーの 経路、消火設備、制御型 経路、消火設備、制御型 経路、消火設備、制御型 (複数)に該当する □ストレス/作業強度 一窓閉空間/容器内の で電気的リスク 感電/アーク □火災/爆発 可燃性/酸化性の液体/原	その他) つ-07-011)、事業所毎の相受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法 の取り外し と者殿 ご記入欄) リスク項目の全でをチェ、 の作業 「危険性、照明、気候、配線、記線、記線、記線、配線、記線、配線、記候、配線、記候、配線、記候、配線、記候、配線、記線、記線、記線、記線、記線、記線、記線、記線、記線、記線、記線、記線、記線	大令事項の順守 (大会事項の順守 (大きしてくださし (大きれ (大き	、輸送手段
※RBJP工事管理部署は 計問者のための指示(禁 外部工事業者への一般指 ・外部業者へのに対 ・場係法令の順守: 対 ・その他: 定められた場 「危険物の取り扱い」 ・廃棄物処理 「加速の状況(工場の環境、 ・ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、一ででは、	、工事に伴う必要な指示を行 止事項、構内交通ルール、緊 宗(主な内容); 全管理規則(20B-17-014)、 会で定められた免許保有者・ 動安全衛生法令事項(高所付 動所以外での喫煙禁止、駐車時 移動ルート、一般通路、避難・ シを参照 オーム2)を参照 オーム2)を参照 は劇物・有害情報); シュNormN93、RBJP規則、個 なり項目の確認 象となる作業や作業場の環 で、気体/蒸気、塵埃)	急避難路・避難場所、 火気使用許可基準(200 作業主任者・特別教育 作業での落下防止、保持 時のイグニッションキーの 経路、消火設備、制御型 ・ (教数)に該当する ・ (内部工事實任 ・ (複数)に該当する ・ 「電気のリスク」で、 ・ 「一次災/爆発・「一次災/爆発・「一次災/爆発・「一方」で、 ・ 「一次災/爆発・「一方」で、 ・ 「一体業環境・ 「一般」で、 ・ 「一体業環境・ 「一体業環境・ 「一般」で、 ・ 「一体業」で、 ・ 「一体、・ 」」で、 ・ 「一体業」で、 ・ 「一体、・ 」」で、 ・ 「一体、・ 」」で、 ・ 「一体、・ 」」で、・ 「一体、・ 」・ 「・ 」・ 「・ 」・ 「・ 」・ 「・ 」・ 「・ 」・ ・ 」・ 「・ 」・ 「・ 」・ 「・ 」・ 「・ 」・ 「・ 」・ 「・ 」・ 「・ 」・ 「・ 」・ 「・ 」・ 「・ 」・	その他) つ-07-011)、事業所毎の相受講者等の選任、 護具の着用等)及び消防法 の取り外し と者殿 ご記入欄) リスク項目の全でをチェ、 の作業 「危険性、照明、気候、配線、記線、記線、記線、配線、記線、配線、記候、配線、記候、配線、記候、配線、記候、配線、記線、記線、記線、記線、記線、記線、記線、記線、記線、記線、記線、記線、記線	大令事項の順守 **** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	、輸送手段

3. フォーム1	: 許可が必要な工事の場合	П
U		_

※事前許可を条件とする作業(火災・爆発(切断・溶接・焼成・火花等の熱による 危険や爆発の危険性のあるエリア、 タンク等のガス・酸欠の危険性がある作業)では許可が必要となります。

外部工事責任者は、該当する項目(複数)に チェック「レ」をしてください

工事に伴い安全装置の解除・使用中止・撤去をしまますか?	外部工事責任者
口火災検知: _ 口火災報知機	
口自動消火システム: / その他	
口安全チェーン ロガス検知システム 口漏れ検知システム 口安全シャワー	
名称:	
□その他:	L

上記(2, 3項)に伴う保護対策は何ですか?	外部工事責任者
□落下保護: □足場、□安全ネット、□防壁、□支持板	
口電気接続部: 口建築現場の配電盤	
口関連部門/会社の訓練	
□安全領域の確保; □防壁、□安全防護物、□関連情報	
口輸送経路/避難経路の変更:	
口配管/経路/配線の状態のチェック	<u> </u>
ロシャットダウン: 口機械設備(MAE)安全装置、 ロロックアウト	
口半径 m内の可燃性材料: 口削除/カバー、口抑制	
口作業領域のカバー/シール機械設備(MAE)、ジョイント、開口部	
□換気: □設置済み、 □部屋:	
口特殊な工具/道具の使用:	
口濃度測定:	
口監視:口二人体制、 口定期的、 口頻度:	
口火災の危険のある作業の禁止(例:溶接、ハンダ付け、覆われていない点火部を持つ物)	
口消火器の準備:	
回個人保護具:	
口落下防止具、支え: 口安全帯、 口固定点、 口構造支持物、 口移動式	
補足/その他の情報:	

4、フォーム2; リスクアセスメントによる危険源の特定及びリスク評価と対策の実施

※外部工事業者は、機械設備及び作業のリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメント結果と対策を記入してください。

リスクアセスメント結果:			

リスクアセスメント結果に伴う対策:

5、工事前の事前準備状況の確認

※外部工事業者は、届け時に以下の内容を確認し、該当するものを 〇で囲むこと。

工事管理部署からのMSDS	工事に伴う有資格者等	リスクアセスメント結	工事での火気使用
や安全情報(危険源等)	の法令順守事項は	果とエ事計画書を	申請の要否は?
を受領しましたか?	ありますか?	提示しましたか?	(20D-17-011F2)
有 / 無	有 / 無	有 / 無	有 / 無

↑部工事業者 → 工事管理部署 → 事業所安全担当部署 → 工事管理部署 (複写)	(責任)	<u></u>				
が起工事業会の現場代表書は、その部下の安全と、第三書への混在的なリスクに対する安全措置を取ることに責任を持つ。 解形を用たない場合、指南側側指承を含う場合がある。 特が上工事者は、関の以る程を行うとして同かの最等を指揮と議中する責任がある。 特が上工事者は、関の以る程を行うととして同かの最等を指揮と議中する方任がある。 特が上工事者は、関の以れにも形態を及び下海合からな。 「株式車式があった場合、ボッシュは作業を中止し、その以前解除オブルコンを行使し、外部の第三者を関与させる権利を保持する。 「確如所にい場合、他の入れにも形態を及び下海合からな。 「株式車が高い、場合、ボッシュは作業を中止し、その以前解除オブルコンを行使し、外部の第三者を関与させる権利を保持する。 「確如所にい場合、他の入れにも形態を及び下海合からな。 「株式車事責任者限」 「アーカー・「大阪・「大阪・「大阪・「大阪・「大阪・「大阪・「大阪・「大阪・「大阪・「大阪	免許、認定あるいは資格を有	すすることを保証する。また	、契約業者は、同社の			
業務を果たない場合、協会権信頼業を負力場合がある。				クに対する安全措置を呼	取ることに責任を持つ。	
外部工事業計は、適切な監接を行うことで同社の業務を搭集工画中する責任がある。 ***********************************	外部工事業者の現場代表者	は、業務に適した人材を摂	採用する義務を負う。			
にかった。指示・リスク評価というた要求事項の過令を監視する権利を保持する。 たな違反があった場合、ボッシュは有業を中止し、その契約物格オブションを行使し、外部の第三者を関与させる権利を保持する。 「保険であった場合、他の入れにも影響を支援す場合から。						
世代の選及があった場合、ポッシュは作業を中止し、その契約開除オプションを行使し、外部の第三者を開与させる権利を保持する。 「機が悪しい場合、他の入れにも影響を支援す場合がある。 「中国・ 「RBJPと外部工事責任者間での両者は、安全情報を伝達・開墾・確認してサインする) 「工事管理部署 外部工事責任者階段 「リン会せる	外部工事業者は、適切な監視	見を行うことで同社の義務を	を確実に遵守する責任な	ぶある。		
「「中の一部 19 19 19 19 19 19 19 1	ドッシュは、指示・リスク評価と	いった要求事項の遵守を	監視する権利を保持する	3。		
即門全社名 2名 14 24 14 25 26 中可が必要な工事の許可/承認:(RBJP関連部署の許可) 関係する部屋にチェッフ 「レ」、関係部署の表践を得る ロフロアー(職場Mer) ロスアー(職場Mer) ロスアー(職場Mer) ロス事管理部署 (境写) 中下が必要な工事の許可/承認:(RBJP関連部署の許可) 関係する部屋にチェッフ 「レ」、関係部署の表践を得る ロフロアー(職場Mer) 「本書管理部署 (境写) 中下が必要な工事の許可/承認:(RBJP関連部署 (境写) 「作業場所の所属 (境写) 「作業場所の所属 (境写) 「作業場所の所属 (境写) 「作業場所の所属 (境写) 「作業場所の所属 (境写) 「本書管理部署 (境写) 「本書を表しいませい。 (境写) 「本書を表しいませい。 (境写) 「本書を表しいませい。 (境写) 「本書を表しいませい。 (境写) 「本書を表しいました。 (境写) 「本書を表しいました。 (境写) 「本書を表しいました。 (境写) 「本書ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		–		行使し、外部の第三者を -	と関与させる権利を保	持する。
照代すた名 (誓約書; (RBJPと外部工	事責任者間での両者は!	安全情報を伝達・調整	・確認してサインする)		
門 会社名 注名 注名 注名 注名 注名 注名 注名 注		工事管理部署	外部工事責任者殿			
対抗性 日本		— 	/			
記載电 日本	- 名					
中可が必要な工事の許可/承認:(RBJP関連部署の許可) 関係する部署にチェック「レル、関係部署の承認を得る ロフロアー機場Mar ロエ事管理部署 ロHSE(安全・防災) のコエ事管理部署 ロHSE(安全・防災) のコエ事管理部署 (機写) 作来場所の所属 (権写) 作来場所の所属 (権写) 作来場所の所属 (権写) 作来場所の所属 (権写) 作来場所の所属 (を実現の必要な資格認定および訓練の修了証明書産業を実現の必要な資格認定および訓練の修了証明書産業を実現しているか、次の作業の調整と保護対策の時宜を得た必要であれば毎日の)実施、様子、足場および移動式昇降作業用プラットフォーム D工事管理部署による被き打ち検査・フォーム3又は事業所のフォームによる ※RBJP工事管理部署は、抜き打ち検査を添付し下欄に記載する。 番号 日付/時刻 検査結果/対策 エ事責任者(外部業者) 「大韓・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・			†			
中可が必要な工事の許可/承認:(RBJP関連部署の許可) 関係する部書にチェック「レ」、関係部署の永認を得る □フロアー/職場Mag □ コエ事管理部署 □ HSE(安全・訪災) □ コエ事管理部署 □ (被写) □ 作来場所の所属 「(被写) □ 上門警備室 「(被写) □ 上門警備室 「(を写) □ 上の表記で表現を選択を連つしているか、次の作業の調整と保護対策の時直を得たるままであれば毎日の)実施、様子、足場話よび移動式昇降作業用プラットフォームによる ○ 外部工事責任者(外部業者)による抜き打ち検査を、フォーム名又は奉書のフォームによる ○ 外部工事責任者(外部業者)による抜き打ち検査を、アオー人名又は奉書のフォームによる ○ 外部工事責任者(外部業者)による主義任任の対策を表別が策 □ エ事管理部署 「エ事管理部署 エ事政任者(氏を) □ 重大(報告書を購買部門に送付) 「本事任者(氏を) □ 重大(報告書を購買部門に送付) 「本事任者(氏を) □ 単大(報告書を購買部門に送付) 「本事任者(氏を) □ 上事を理解 「本事は無常性の) 「は、事事任者・工事管 は、無作為の、成款で手順や保護対策のといいに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対するに対する	<u> </u>		 			
中可が必要な工事の許可/承認:(RBJP関連部署の許可) 関係する創著にチェック 「ULL、関係創著の承認を得る 17207一個場例は	1付	L	1	L	.	
中可が必要な工事の許可/承認:(RBJP関連部署の許可) 関係する創署にチェック 「レ」し、関係部署の系設を得る	署名			1		
関係する部署にチェック レレ、関係部署の承認を得る ロフロアー機場Mer ロエキ管理部署 ロHSE(安全・防災) 記古						
関係する部署にチェック レレ、関係部署の承認を得る ロフロアー機場Mer ロエキ管理部署 ロHSE(安全・防災) 記古	許可が必要な工事の許	_ <mark>可/承認:(RBJP閩语</mark>	事部署の許可)			
□フロアー/機場Mar □工事管理部署 □HSE(安全・防災) 四日 日本						
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		ロフロマー/職場Max	口工事勞理如罢	口山(55(安全, 胜災)		
本届出書の回付ルート】		」 ロンロノ / P以+勿Wigr	<u>口工事旨性即有</u>	□ HOE(女王 初火/		
本届出書の回付ルート】 (B <u>P</u>]				 	
本届出書の回付ルート】 (諸工事業者 → 工事管理部署 → 事業所安全担当部署 → 工事管理部署 (複写) 作業場所の所属 (複写) 作業場所の所属 (複写) 上門警備室 (複写) 上記 (複写) 上門警備室 (複写) 上記 (複写) 上事 (複写) 上記 (複写) 上書 (複写) 上記 (複写) 上語 (複写) 上記 (表述) (表述) (表述) 表述 (表述) (表述) (表述) (表述) (3位		.		1	1
本届出書の回付ルート】 (諸工事業者 → 工事管理部署 → 事業所安全担当部署 → 工事管理部署 (複写) 作業場所の所属 (複写) 作業場所の所属 (複写) 上門警備室 (複写) 上記 (複写) 上門警備室 (複写) 上記 (複写) 上事 (複写) 上記 (複写) 上書 (複写) 上記 (複写) 上語 (複写) 上記 (表述) (表述) (表述) 表述 (表述) (表述) (表述) (表述) (
### ### ### ### #####################	₹₽		-		+	+
### ### ### ### #####################						
(複写) 正門警備室 「(複写) 正門警備室 「(複写) 正門警備室 「(複写) 正門警備室 「(複写) 正門警備室 「(複写) 正門警備室 「(複写) (複写) 正用管理 (複写) 正明書 「(複写) (複写) には、 「(複写) (複写) に関す 「(複写) に関す 「(を関す) に関す 「						
7、結果の確認・評価 (RBJP社内)	本届出書の回付ルート】					
大き打ち検査 (会査項目(N93 A20からの例): 作業開始前および変更があった際の訓練と指示、外部従業員の必要な資格認定および訓練の修了証明書 (主記、潜在的な相互リスク、外部の従業員が必要な指示を受け要求事項/規則を遵守しているか、次の作業の調整と保護対策の時宜を得た必要であれば毎日の)実施、梯子、足場および移動式昇降作業用プラットフォーム (おおままままままままままままままままままままままままままままままままままま		署 → 事業所安全担当部:	署 → 工事管理部署 -		(複写)———	◆ 作業場所の所属:
大き打ち検査 (会査項目(N93 A20からの例): 作業開始前および変更があった際の訓練と指示、外部従業員の必要な資格認定および訓練の修了証明書 (主記、潜在的な相互リスク、外部の従業員が必要な指示を受け要求事項/規則を遵守しているか、次の作業の調整と保護対策の時宜を得た必要であれば毎日の)実施、梯子、足場および移動式昇降作業用プラットフォーム (おおままままままままままままままままままままままままままままままままままま		署 → 事業所安全担当部	署 → 工事管理部署 -			
食査項目(N93 A20からの例): 作業開始前および変更があった際の訓練と指示、外部従業員の必要な資格認定および訓練の修了証明書権認、潜在的な相互リスク、外部の従業員が必要な指示を受け、要求事項/規則を遵守しているか、次の作業の調整と保護対策の時宜を得た必要であれば毎日の)実施、梯子、足場および移動式昇降作業用プラットフォーム ①工事管理部署による抜き打ち検査: フォーム3又は事業所のフォームによる ②外部工事責任者(外部業者)による抜き打ち検査: フォーム4又は各社のフォームによる ※RBJP工事管理部署は、抜き打ち検査を添付し下欄に記載する。 番号 日付/時刻 位置表で「No」場合の是正措置 大事責任者(氏名) 工事管理部署による工事完了時の評価 外部工事は、法令・規則を順守すると共にリスクアセスメント結果に伴う処置をしているか 別及び安全管理規則及び安全管理規則及び安全管理規則及び安全管理規則及び安全管理規則及び安全管理規則及び宇宙や保護対策が順守されていた。 「場合と共にリスクアセスメント結果に伴う処置をしているか」 第一次の安全管理規則及び安全管理規則及び安全管理規則及び安全管理規則及び宇宙や保護対策が順守されていた。 「場合と共にリスクアセス」以及び安全管理規則及び宇宙や保護対策が順守されていた。 「場合と共にリスクアセス」とは、一般では、「場合の関係を表現し、「場合の表面・技術を保護対策の時宜を出ているか」 「本のための安全管理規則及び安全管理規則及び安全管理規則及び宇宙や保護対策の時宜をよれていた。」 「場合と共にリスクアセス」は、「場合と、「場合の表面・技術を表現し、「場合の表面・技術を表現し、「場合と、「場合の表面・技術を表現し、「場合と、「場合の表面・技術を表現し、「場合と、「場合と、「場合と、「場合と、「場合と、「場合と、「場合と、「場合と		署 → 事業所安全担当部				
食査項目(N93 A20からの例): 作業開始前および変更があった際の訓練と指示、外部従業員の必要な資格認定および訓練の修了証明書権認、潜在的な相互リスク、外部の従業員が必要な指示を受け、要求事項/規則を遵守しているか、次の作業の調整と保護対策の時宜を得た必要であれば毎日の)実施、梯子、足場および移動式昇降作業用ブラットフォーム ①工事管理部署による抜き打ち検査: □オーム3又は事業所のフォームによる ②外部工事責任者(外部業者)による抜き打ち検査: □オーム4又は各社のフォームによる ※RBJP工事管理部署は、抜き打ち検査を添付し下欄に記載する。 番号 日付/時刻 検査結果/対策 工事管理部署 工事請負会社工事責任者(氏名) 工事責任者(氏名) 工事責任者(氏名) 工事責任者(氏名) 工事責任者(氏名) 工事責任者(氏名) 工事責任者(氏名) 工事情算業者(氏名) 工事責任者(氏名) 工事情算業者(「外部業者のための安全管理規則」以及び安全情報(危険 別)及び安全情報(危険 別)及び安全情報(危険 別)及び安全情報(危険 別)及び安全情報(危険 別)及び安全情報(危険 別)及び安全情報(危険 別)及び安全情報(危険 別)及び安全情報(危険 別)を提供したか 策が順守されていた "本の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
### ### ### ### ### #################	ト部工事業者 → 工事管理部 7、結果の確認・評価					
②外部工事責任者(外部業者)による抜き打ち検査: フォーム4又は各社のフォームによる ※RBJP工事管理部署は、抜き打ち検査を添付し下欄に記載する。 番号 日付/時刻 検査結果/対策 工事管理部署 工事請負会社 工事責任者(氏名) 変全環境防災(EHS)違反:□なし □軽微 □重大(報告書を購買部門に送付) 工事管理部署による工事完了時の評価 外部工事は、法令・規則を順守すると共にリスクアセス メント結果に伴う処置をして いるか エ事請負業者へ「外部業 理部署は、無作為の 点検で手順や保護対策が順守されていた。 「ないのかった」 「ないの安全管理規則」及び安全情報(危険源)を提供したか 策が順守されていた。 「ないった」 「ないのかった」 「ないのか	ト部工事業者 → 工事管理部 7、結果の確認・評価					
②外部工事責任者(外部業者)による抜き打ち検査: フォーム4又は各社のフォームによる ※RBJP工事管理部署は、抜き打ち検査を添付し下欄に記載する。 番号 日付/時刻 検査結果/対策 工事管理部署 工事請負会社 工事責任者(氏名) 変全環境防災(EHS)違反:□なし □軽微 □重大(報告書を購買部門に送付) 工事管理部署による工事完了時の評価 外部工事は、法令・規則を順守すると共にリスクアセス メント結果に伴う処置をして いるか エ事請負業者へ「外部業 理部署は、無作為の 点検で手順や保護対策が順守されていた。 「ないのかった」 「ないの安全管理規則」及び安全情報(危険源)を提供したか 策が順守されていた。 「ないった」 「ないのかった」 「ないのか	ト部工事業者 → 工事管理部 7、結果の確認・評価 (友き打ち検査 食査項目(N93 A20からの修 産認、潜在的な相互リスク、	(RBJP社内) 別): 作業開始前および変 外部の従業員が必要な指	▼(原紙) 更があった際の訓練と表示を受け、要求事項/規則	則を遵守しているか、 🧎	(複写) ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	→ 正門警備室 訓練の修了証明書
※RBJP工事管理部署は、抜き打ち検査を添付し下欄に記載する。 番号 日付/時刻 検査結果/対策 工事管理部署 工事請負会社 工事責任者(氏名) 工事管理部署による工事完了時の評価 外部工事は、法令・規則を順守すると共にリスクアセス メント結果に伴う処置をして いるか リリ及び安全情報(危険 源)を提供したか 策が順守されていた ーない	N部工事業者 → 工事管理部 7、結果の確認・評価 抜き打ち検査 食査項目(N93 A20からの修 確認、潜在的な相互リスク、 必要であれば毎日の)実施、	(RBJP社内) (RBJP社内) (アンドリン・作業開始前および変外部の従業員が必要な指 様子、足場および移動式	▼(原紙) 「更があった際の訓練と表示を受け、要求事項/規具	削を遵守しているか、 ? −ム 	(複写)	→ 正門警備室 訓練の修了証明書 試対策の時宜を得た
番号 日付/時刻 検査結果/対策 工事管理部署 工事請負会社 工事責任者(氏名) 工事情任者(氏名) 工事情優会社 工事情優会社 工事情優会社 工事情優秀 (氏名) 工事情優秀 (氏名) 工事管理部署に送る工事完了時の評価	N 新工事業者 → 工事管理部 7、結果の確認・評価 友き打ち検査 食査項目(N93 A20からの例 産認、潜在的な相互リスク、 必要であれば毎日の)実施、 ①工事管理部署による抜き	(RBJP社内)	▼(原紙) 更があった際の訓練と表示を受け、要求事項/規則 昇降作業用プラットフォースは事業所のフォーム	川を遵守しているか、 ? −ム 	(複写)	→ 正門警備室 訓練の修了証明書 対策の時宜を得た
担当者(氏名)	↑部工事業者 → 工事管理部 7、結果の確認・評価 大き打ち検査 ★査項目(N93 A20からの修確認、潜在的な相互リスク、 必要であれば毎日の)実施、 ①工事管理部署による抜き ②外部工事責任者(外部業	(RBJP社内) (RBJP社内)	▼(原紙) 「更があった際の訓練と表示を受け、要求事項/規具 昇降作業用プラットフォーム フォーム4又は各社	川を遵守しているか、 ? −ム 	(複写)	→ 正門警備室 訓練の修了証明書 対策の時宜を得た
	↑部工事業者 → 工事管理部 7、結果の確認・評価 大き打ち検査 ★査項目(N93 A20からの修確認、潜在的な相互リスク、 必要であれば毎日の)実施、 ①工事管理部署による抜き ②外部工事責任者(外部業	(RBJP社内) (RBJP社内)	▼(原紙) 「更があった際の訓練と表示を受け、要求事項/規具 昇降作業用プラットフォーム フォーム4又は各社	川を遵守しているか、 ? −ム 	(複写)	→ 正門警備室 訓練の修了証明書 試対策の時宜を得た

様式2(20B-017-014F2) 構内 们	業における事	故•災害届	出書	年	月	日
ボッシュ(株) 殿				·		
	F	 Ľ事施工会社名				
	<u>二</u> 月					
		T E L				
	挤	拖工責任者				印
1. 事故•災害発生日時						
2. 発 生 場 所						
3. 発 生 状 況						
4. 作業責任者						
5. 被災者名						
6. 応 急 処 置						
7. 今後の安全対策						
8. 安全管理者				印		
ボッシュ(株) 殿 G M	(事業所安全担当部署) Mgr 担 当	課長·Mgr		管理部署	_	
【回付ルート】 業 者→工事管理部署→事業		里部署	写	作業場所	· 所属長	

201	B-1	7-014F4					
В	BOSCH			労働上の領	安全、防災および		•
	B00011		フォー		<u> </u>	- PART SO PARE	C/PSR-JP
			_		スセキケナ 松本	1	O/ F3IX OF
_			(7) 即工	尹貝世伯によ	る抜き打ち検査)	
-	± <i>1</i> 7				- 古古南 (宮柳 <i>作</i>)	<u> </u>	
	<u>事名</u>				工事内容: 運搬作業		雨虹
		<u>社名:</u>			外部業者の責任者	<u>. </u>	電話:
		·理部署:	如明 /如 罢 .	7 .11 // // // // 7.11	責任者:	<u> </u> 事務所:	電話:
場 日			部門/部署: 開始日:	建物/ 終了予定日:	陌致:	争務川:	
10,	Ŋ		用炉口:	於] 丁疋口:		(
						(作業中の点検閉	開始時刻: 時 分)
確	認相	に問題が無い場合 	<u> はチェック「レ」、問</u>	<u>題ある場合は「NG</u>	<u>」記入してください</u>		
			項	目			確認欄
	1	工事許可由語建 作	 :業者名簿が届出され	ているか			
	2		腕章又はワッペン等		ているか		
			施工業者に対し作業 施工業者に対し作業		C 0 - 0 13		
	4		いることを工事責任		ているか		
l_			に対し、服装、保護				
工		安全ミーティングを					
事	6		内容、範囲、方法、	手順を責任者に確認	したか		
全般		(方法、手順の最終	決定は工事責任者に	よる)			
散	7	作業に必要な有資格	者について、資格証	があるか			
	8	作業内容に応じ必要	な表示、標識、柵が	設置されているか			
	9	周囲の設備や製品に	対する保護がされて	いるか			
	10	工事用資材の置き場	所、置き方及び車両	の駐車場所は安全上	問題ないか		
	11	休息場所、喫煙場所	を指定したか				
道	1	通行人、進行車両に	対する工事中の標示	、又は安全柵が設置	されているか		
路			合は、明確な標示が		((((((((((((((((((((
作	_		で危険区域か明示さ				
業	4		等)に墜落防止の対		示があるか		
		.l. = 24 ++ = 10 / 1.55 /-	1.1.1.2.2.2.2.2.E.		-1.71.		
	1		おける注意事項を指				
بار			火器(一般、・油・				
気			溶断、加熱作業につ				
使	_		大クート、 <u>鉄板等で</u> ト内には絶対火花が				
用用	_		れ且つ、ウエス、ダ				
作	-	残り火が無いことを		ンホールサル・直がれ	, C 0 1/2 0 1/3		
業	_		•				
'''	7		の付着したダスト等				
		したか(しわしわ燃 	える物は時間が経過	しないと発見できな	((1)		
ガ	1	ボンベの運搬は転が	さず台車を使用して	いるか			
ス			あたっていないか、				
取	3		元栓を閉じゲージ圧		るか		
扱	4	圧力計が破損してい	ないか(ゲージの針)	が動くか)			
電	1	開始時に検電器で確					
気	2	活線状態で作業して		4-1-1.			
作	3		コードが損傷してい		1. 11 11 E = 18 h l		
業	4	配電盤、制御盤、フているか	レーカー等に「工事中	「電源人れるな」の札	,かけや標示がされ		
×	外剖	『工事責任者は、工事		管理部署へ提出して	てください。		2013.12.9
			構内作業に伴う事前				
W	יחי	・一手日仕叩るはい	priiF木にけり尹別川	田山百川に赤竹し、7	で見ってくいつです。		

		項 目	工事請負先 工事責任者
	1	高所作業とその下付近における同時作業を実施していないか	
	_	高所作業(高さ2m以上)付近に「高所作業中」の標示があるか	
		ヘルメットを着用し、あご紐をキチンとしめているか	
高	_	脚立に滑り止めがあるか、また、開き止めがキチンとされているか	
所		ハシゴに滑り止めがあり、上部に転位防止の結束がされているか	
作	_	脚立、ハシゴは、安定のよい場所に設置されているか	
業		命綱を使用しているか	
		溶接火花や物の落下対策として、シート張りや監視人を配置しているか 材料や工具の上げ下ろしで吊りロープや吊り袋を使用しているか	
	10	作業終了時、高所に工具や材料の置き忘れがないことを工具責任者に確認したか	
	4	薬品(有機溶剤、劇物等)の持ち込みはあるか	
	_	物質名、量、使用目的が工事担当部署に報告されているか	
薬	^		
品		残った薬品及び使用後の空容器を業者がキチンと持ち帰っているか	
		特に溶剤使用の場合、換気が良い状態で使用しているか	
٠٩		・タンク・炉 等の内部作業	
		換気 (送気・排気) を実施しているか	
		監視人が配置されているか	
<i>4</i> ∈ ‡		断時 (昼食など30分以上、作業場を離れる場合)の注意点	
15.2		ガスボンベの元栓が閉められているか、ゲージ圧はゼロか	
		アーク溶接機本体及び工事用分電盤のブレーカーが「OFF」になっているか	
		電動工具のプラグが抜かれているか	
		残り火がないか	
	7	X 7 X N - 6 U - N	
臣	1	重量物の運搬作業:荷崩れが生じないか	
掛		重量物の運搬作業:アンバランスにより、転倒することがないか	
17		玉掛け作業の資格証を確認したか	
等	4		
	Ė	NO NOT THE PROPERTY OF THE CARE HIGH OF THE PROPERTY OF THE PR	
環	1	残材や廃棄物の処分方法を指示したか、遵守されているか	
境	_	持込資材の残材や、作業で生じた廃棄物を持ち帰っているか	
汚		廃液や廃油の処分方法を指示したか、遵守されているか	
染		廃液や廃油の容器を屋外に放置していないか	
防	5	油がこぼれた場合掃除しているか	
止		路上で設備機器を掃除していないか	
	1	残り火がないか (終業30分前に火気の使用を終了させることが望ましい)	
終	2	当社の設備を移動した場合、元の位置に戻されているか	
7	3	当社の工具類を使用した場合、所定の場所に戻されているか	
時	4	整理、整頓、清掃が実施されているか	
	5	完了確認をしたか	
	1		
	2		
	3		
そ	4		
の	5		
他	6		
	7		
	8		
	9		<u> </u>
安:	全環	境防災(EHS)違反: □軽微 □重大(様式1にチェック及びフォーム1・2へ追記)	
	<u> </u>		
		3工事責任者は、工事終了時にRBJP工事管理部署へ提出してください。	
⊥X:I	スピリ	P工事管理部署は「構内作業に伴う事前届出書」に添付し、保管してください。	

(様式3)	火気使用許可願		_{付表2} (20D-17-011F2) 日、時間外)
 ボッシュ(株)殿			
		工事施工会社名	
		T E L	

施工責任者

下記の要領で工事を実施したく火気使用許可をお願します。								
1. 工事場所	(F)				2. 工事	名称		
2. 使用期間		自 至 年	月 日()	3. 使用	時間	自 至		分 分
3. 使用する火気		でし、使用	目的を記入る	<u>す</u> る。			色 工 業	者
火気の種類 1. 電気溶接機	使用	(5	使用目的		防火責任			
2. ガス溶接機 3. トーチランプ					火気使用]者名		
4電気サンダー 5その他			·				株) 工事 🗄	上管部門
建:	物 防 災	責任者	ž	_ _	工事主作	管責任者	工事立会 TEL	会現場責任者

<u>* 発火事故を起こさないよう、火災予防に努めます。</u>

印

年 月 許可年月日: 日

印

火 気 使 用 許 可

上記記載事項に限定し火気使用を許可します。また、下記の使用条件を遵守すること。

【 火気使用許可条件】

属: 名:

氏

- 1. 溶断等火花発生の場合、引火防止のため切削屑、油ボロ、オガ屑、その他付近の危険物 へ不燃材料(防炎シート、つい立て等)による防護措置を施すこと。 2. 消火器を必ず配備すること(但し、当社の器材を配備する場合は当社の工事立会現場責任
- 者の許可を受けること)。
- 3. 工事方法については、当社の工事立会現場責任者の確認を得て実施すること。
- 4. 火気工事施工会社の責任者は、火気使用条件を火気工事に当たる作業者に充分指導し万 全の措置を講じること。
- 5. 喫煙は決められた場所以外では絶対にしないこと。 灰皿を備えるとともに、吸殻は水で消してから収集ステーションの吸殻入れに捨てて下さい。
- 6. 火気の使用後の始末、点検を完全に実施すること。 使用後、30分毎に必ず安全確認(事務所は4時間後まで、可燃物のある職場は6時間まで)
- (注): 上記条件が守られなかったために万一火災となった場合は、損害を請求することができる。 また、事故に関する資料の提出を要求することができる。

事業所安全担当部署

G M	Mgr	担	⊪		

許可元確認事項: 1.移動可能な危険物の撤去 2.工事場所の職場責任者の確認

【回付ルート】

火気使用元→工事管理部署→建物防災責任者→火気使用元→事業所安全担当部署→火気使用元

SER11008(様式4-1-1)

事前の防災チェック票(外部業者による工事用)

 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17					
チェック日;		年	月	日	
チェック時刻;	午前 午後		時	分	
工事等の名称(内容);					
工事等の業者名;					
業者側チェック時立会い責任者氏名;					印
RBJP チェック者所属;					
RBJP チェック者氏名;					印
		ı			

No	チェック項目	OK=レ NG=×	NGの対応処置と確認
1	「火気類使用許可願」を所定の手続きにより提出したか。		
2	外部業者のための安全管理規則を説明したか。		
3	ガス溶接・溶断、電気溶接作業は有資格者が行うこと。必ず、免 状を確認したか。		
4	溶断等の場合、油、切削屑、油ボロ、オガ屑等は撤去すること。 撤去できない場合は引火防止の為、不燃材料(防炎シート・つい 立等)による防護措置を施すこと。		
5	工事内容により防火監視員を置き、可燃物の除去、発火の注 意・発見並びに消火活動のできる体制であるか。		
6	工事方法については、当社の工事立会い現場責任者(課長以上)の確認を得ているか。		
7	火気工事施工会社の責任者は、火気使用条件を火気工事にあたる作業者に十分指導し万全の措置を講じたか。		
8	消火器を配備してあるか。但し、当社の器材を配備する場合は、 当社の工事立会い現場責任者の許可を得ているか。		
9	消火器は油の種類や工事方法によって、より消火能力の高いも のを用意してあるか。		
10	喫煙は決められた場所以外では絶対にしないこと。または灰皿 を備えるとともに、吸い殻は水で消してから収集ステーションの吸 い殻入れに捨てることが徹底されているか。		
11	その他、防災上必要なことがあれば記入。		

用語解説

「火気」…溶接機・溶断機・サンダー・トーチランプ など

「火気本体」…本体の発熱部分・サンダーの砥石 など

「工作物」…溶接した物・溶断した物・サンダーなどで削った物 など

「溶断溶接屑」…溶断溶接の火玉・サンダーのスラッジ など

SER11008(様式4-1)

防災チェック票(外部業者による工事用)

※チェックする時、火傷やケガ に十分注意してください	チェック日;	午前	年	月	日	
	チェック時刻;			時	分	
工事等						
J						
業者側チェック					印	
					ÉD	

No	チェック項目	OK=レ NG=×	NGの場合の実施内容
1	使用した火気本体の熱は、手で触れること が出来る程度まで下がっているか?		
2	火気使用による工作物の熱は、手で触れることが出来る程度まで下がっているか?		
3	火気を使った周辺に、火種は残ってない か?		
4	溶断溶接屑及び溶断や砥石で切断した破片は、水で冷やしてから捨てたか?		
5	廃棄した物は、発火の危険がないか?(廃棄した全ての物をチェックすること)		
6	使用した電源は、遮断したか?		
7	煙草の吸殻は、水で消して収集ステーションの吸殻入れに捨てたか?		

用語解説

「火気」…溶接機・溶断機・サンダー・トーチランプ など 「火気本体」…本体の発熱部分・サンダーの砥石 など 「工作物」…溶接した物・溶断した物・サンダーなどで削った物 など 「溶断溶接屑」…溶断溶接の火玉・サンダーのスラッジ など

「廃棄した物」…紙くず・弁当くず等含む捨てたものすべて

11 変更履歴

版数	施行日	改定日	起案者	改訂内容
第1版	_	_	_	規則として SER11008 発番制定
第 2 版	1994.10.01	1994.10.01	RBJP/CHE1	改訂
第 3 版	1997.11.01	1997.11.01	RBJP/CHE1	同上
第 4 版	2003.09.01	2003.09.01	RBJP/CHE1	同上
第5版	2009.11.01	2009.10.29	RBJP/HSE2 高津	安全情報伝達及び発番変更 SER11008 → 20B-17-014
第6版	2010.11.16	2010.11.11	C/PSR2-JP 高津	フォークリフト安全管理細則の適用、 構内車両事故報告書を追加
第7版	2012.10.01	2012.07.20	C/PSR2-JP 高津	リスクアセスメントの実施確認及び点検・監視、法令順守の追記 の追加。7.1 1)法令順守
第7.1版	2012.10.01	2012.09.18	C/PSR2-JP 高津	添付帳票「構内作業に伴う事前届出書」 の改定
第8版	2014.03.01	2014.01. 07	C/PSR2-JP 高津	ボッシュ NormN93A20 改定に伴なう 事前届出書フォーマット変更